

年 機 構 発 23-6 号
令和 8 年 4 月 20 日

日本私立短期大学協会 会長 殿

日本年金機構国民年金部長

学生に対する国民年金制度の周知について（お願い）

平素は、国民年金事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

日本国内にお住いの 20 歳以上 60 歳未満の方は、原則、国籍を問わず全て国民年金に加入し保険料を納付することが国民年金法により義務付けられています。

日本年金機構では学生に対する国民年金制度の周知を図るため、国民年金加入前や加入時にお知らせを送付する事に加え、より興味を持っていただくため、国民年金の大切さやメリット、手続等をわかりやすく表現した動画について、日本年金機構ホームページや X（旧 Twitter）で広く周知しております。

令和 8 年度におきましても、貴下会員（加盟）校に対し、別添の「国民年金制度のご案内」及び「日本年金機構ホームページへのリンク」をご活用いただき、学生向けの説明会等における制度周知や学生向けポータルサイトへの掲載等、学生への制度周知にご協力をいただけるようお願いいたします。

【照会先】

日本年金機構国民年金部
国民年金管理グループ
担当：樋口、中村
連絡先：03-6892-0763